

2/1月	31日	30土	29金	28木	27水	26火	25月	24日	23土	22金	21木	20水	19火	18月	17日
	市税等日曜納税窓口 8時30分～17時 市役所税務課窓口	なべくら高原スノーシューフェスティバル2010 森の家(31日まで)	火葬場休み	献血(全血献血) 9時～11時 社会保険相談 10時～12時 13時～15時 商工会議所 女性のための護身術(25ページ参照)				第3回低学年アルペンスキー教室 戸狩温泉スキー場 2010飯山市ミニジャンプ大会 長峰スポーツ公園	司法書士無料法律相談会 13時～15時 飯山市福祉センター (明治45年飯山にスキーが伝わった日) 火葬場休み	健康相談日 9時30分～11時 保健センター	交通事故無料巡回相談 10時～15時 北信地方事務所	総合相談 9時～15時 飯山市福祉センター			第2回低学年アルペンスキー教室 戸狩温泉スキー場 第2回小学生スノーボード教室 斑尾高原スキー場 火葬場休み

16土	15金	14木	13水	12火	11月	10日	9土	8金	7木	6水	5火	4月	3日	2土	1金
恋するいやま「豪雪に恋するいやまど冬」(17日まで) 行政書士会北信支部無料法務相談会 13時～16時 中野市民会館		社会保険相談 10時～12時 13時～15時 商工会議所		火葬場休み						火葬場休み		第1回低学年アルペンスキー教室 戸狩温泉スキー場			

今年も開催します！
七福の鐘つき二年参り

いろいろな思いを込めて鐘をつこう！
◇日時 12月31日(大晦日) 午後11時40分から
◇場所 JR飯山駅

・来場者にはおいしい「福みかん」をプレゼント！
・願いを込め、短冊に書こう！(七福の鐘 祈願処を設置。
願いの書かれた短冊は飯笠山神社に奉納します。)
・お問い合わせ JR飯山駅 62-2139

◇斑尾高原絵本美術館 午前9時30分～午後6時(入館受付は午後5時30分まで)
企画展「所蔵品展」平成22年3月31日まで 火曜日休館

◇心配ごと相談 毎週水曜日 午前9時から12時 飯山市福祉センター
◇人権福祉総合相談 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 いやま人権福祉センター

1月の税金など (納期限は翌年2月1日)

- ・市・県民税・・・・・・・・・・4期
- ・国民健康保険税・・・・・・・・・・7期
- ・介護保険料・・・・・・・・・・10期
- ・後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・7期
- ・上水区域上下水道使用料・・・・・・・・11・12月分
- ・保育料・・・・・・・・・・1月分
- ・CATV・インターネット使用料・・・・1月分

口座振替日 1月26日

土曜日の証明窓口

【発行日】毎週土曜日
(ただし祝日、12月29日～翌1月3日までを除く)

【受付時間】午前8時30分～12時

【発行できる証明の種類】

- ・住民票の写し
- ・戸籍の謄・抄本
- ・印鑑登録証明書
- ・年金現況証明

【窓口】市役所1階 市民環境課窓口

総合相談

婦人相談や、人権・家庭・相談、行政相談、経営法律相談など無料でご相談いただけます。

【相談日】1月20日(水)

【時 間】午前9時～午後3時
(弁護士による無料法律相談、経営法律相談もあります)

【会 場】飯山市福祉センター

お問い合わせは
社会福祉協議会 ☎62-2840 まで

◇6428007

◇人権常設相談所 毎週月・水曜日 午前9時～12時(祝日除く) 法務局飯山支局 ☎2302

お知らせ

飯山市役所
62-3111

◇家庭児童相談・教育相談 月～金曜日(祝日除く) 教育委員会事務局家庭児童・教育相談室(市役所1階)
◇女性相談 月～金曜日(祝日除く) 人権政策課男女共同参画係(相談専用電話番号 080-1080) 9924

**償却資産の申告を
願います**

市役所税務課 資産税係
☎3111 内線164

営業、農業等の事業主の方で、事業用の償却資産(家屋・車両以外の機械、設備、事務機器等)をお持ちの方は、原則として毎年1月1日の所有状況を申告する義務があります。申告期限は平成22年2月1日です。詳しくは、市役所税務課までお問い合わせください。

**会社・法人登記事務の
取扱庁が変更になります**

長野地方法務局 法人登記部門
☎26(235) 6651

長野地方法務局飯山支局で取り扱っている商業・法人登記事務については、平成22年1月12日(火)から長野地方法務局法人登記部門で取り扱うこととなります。

なお、会社・法人の登記事項証明書、印鑑証明書(印鑑カードが必要になります。)の交付事務(動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。)については、引き続き飯山支局でも取り扱います。

民事調停手続きは、調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の合意によって紛争の解決を図る手続です。法律的な評価をもとにしながらも法律にとらわれず、紛争の実情に応じた柔軟な解決を図ることができる点が特徴です。

民事調停手続きは、訴訟ほどには手続が厳格ではないため、誰でも簡単に利用できるうえ、当事者は調停委員会の進行に従って比較的自由な形で言い分を述べるることができる等の

また、不動産登記事務については、取扱いの変更はありません。

※取扱庁変更後の会社・法人登記に係るご相談は、すべて長野地方法務局法人登記部門でお受けします。

詳しくは、長野地方法務局(長野市)までお問い合わせください。

**話し合いでトラブル解決
利用しやすい民事調停**

長野地方裁判所事務局総務課 庶務係
☎26(403) 2008

民事調停手続きは、調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の合意によって紛争の解決を図る手続です。法律的な評価をもとにしながらも法律にとらわれず、紛争の実情に応じた柔軟な解決を図ることができる点が特徴です。

民事調停手続きは、訴訟ほどには手続が厳格ではないため、誰でも簡単に利用できるうえ、当事者は調停委員会の進行に従って比較的自由な形で言い分を述べるることができる等の

利点があります。

裁判所の窓口には、貸金請求等いくつかの種類の定型の調停申立書が備え付けられているほか、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)からも一部の定型申立書をダウンロードすることができます。

詳しくは、長野地方裁判所(長野市)までお問い合わせください。

**戦没者遺児による
慰霊友好親善事業の実施**

財日本遺族会
☎03(3261) 5521

財日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、賛助金として一律10万円。参加希望者の多い次の地域を追加事業として実施予定です。

・**実施地域** (カッコ内は締切日) フイリピン (12月25日) ミャンマー(平成22年1月25日) 中国(平成22年1月30日) 日程等の詳細は財日本遺族会へお問い合わせください。

なお、申し込みは長野県遺族会 ☎026(228) 0334 までお申し込みください。

放送大学4月入学生募集

放送大学長野学習センター
☎026662332

放送大学では、平成22年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学は、テレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。

働きながら学んで大学卒業のキャリアアップ、退職後の生きがい作りなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学ぶことができます。

詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

▽**出願期間** 平成21年11月15日から平成22年2月28日

▽**資料の請求・お問い合わせ先**
放送大学長野学習センター(月曜日・祝日休み)へ電話またはホームページ(<http://www.u-air.ac.jp/>)をご覧ください。

国政教育ローンのご案内

日本政策金融公庫 長野支店
☎(0570) 008656

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

▽**融資額** 学生・生徒お一人につき、300万円以内

▽**利率** 年2.5パーセント(固定金利、平成21年10月21日現在)

▽**返済期間** 15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内)

▽**使いみち** 入学金、授業料、教科書代など

ご利用いただける方など、お申し込みに関するご相談は、「国の教育ローン」コールセンター ☎(0570) 008656 または03(53321) 8656までお問い合わせください。

**交通事故に関することでお困りの方は、
県の交通事故相談所へ**(相談無料、秘密厳守)

専門の相談員が相談に応じます。
相談内容により、相談員を通して弁護士のアドバイスも受けられます。

◆相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く。)
◆時 間 8時30分～17時
◆場 所

長野本所	026-235-7175 (直通) 県長野保健福祉事務所内
松本支所	0263-47-7800 (代表) 県松本合同庁舎内
飯田支所	0265-23-1111 (代表) 県飯田合同庁舎内
上田支所	0268-23-1260 (代表) 県上田合同庁舎内

上記地域以外の地方事務所において巡回相談も行っています。
詳しくは、各相談所及び最寄りの地方事務所県民生活係へお問い合わせください。